

山口大学次世代研究者養成プログラム（インターンシップ）Q&A

（目 的）

Q 1 インターンシップの目的は？

A 1 理工農系、医療系、人文社会系の枠組みにとらわれず、若手研究者が異なる領域にも果敢に挑戦し、社会を変革する意識と情熱を持った人材を育てるため、若手研究者が実際の企業や社会の課題解決に貢献しつつ、実践的な能力の養成とキャリアオプションの拡大を図ることを目的としています。

（派遣先）

Q 2-1 インターンシップの派遣先は？

A 2-1 特に制約はありません。本インターンシップ制度は、若手研究者の社会の多様な場での活躍促進を主眼としているため、国内外の民間企業、公的機関、非営利団体、国際機関、初等・中等教育開発機関のように従来のアカデミックキャリアとは異なる場、或いは異分野・異業種でのインターンシップを奨励しています。

Q 2-2 大学への派遣は可能ですか？

A 2-2 国内外を問わず、単なる研究活動のための大学への派遣は本インターンシップの主旨に適さないため、大学の場合は研究職以外の業務を主として経験することが可能な派遣を前提とし、そのような派遣に適した大学であることが必要です。

Q 2-3 大学における研究職以外の職はどのようなものがありますか？

A 2-3 科学技術コミュニケーター（広報、アウトリーチ等）、URA、知財、産学／国際連携、外部資金獲得などといった専門的業務が考えられます。

Q 2-4 国公立の研究機関などの公的研究機関への派遣は可能ですか？

A 2-4 国内外を問わず、国公立の研究機関への派遣については、研究以外のスキルの獲得や従来のアカデミックキャリアでは得られない経験に繋がるのが望ましいです。（例：行政との連携、技術移転への関与など）

Q 2-5 共同研究先である民間企業への派遣は可能ですか？

A 2-5 可能ですが、受入れ企業側とのマッチングがあります。研究開発分野でなく、工場の品質管理や営業部門も考えられます。

（派遣期間）

Q 3-1 派遣期間は？

A 3-1 派遣期間は「原則として、連続して2カ月以上」であり、例外を除き、上限は3ヶ月程度を想定しています。

Q 3-2 派遣期間が年度をまたぐ場合は可能ですか？

A 3-2 年度末までに終了することを基本とします。ただし、受け入れ先の事情など、やむを得ない事情がある場合には、年度をまたぐことも可能です。

Q 3-3 1週間のうち3-4日程度しかインターンシップ先に行くことができない場合でも、「2カ月以上」のインターンシップとしてみなすことは可能ですか？

A 3-3 ある程度の期間、連続してインターンシップに派遣する形にしないと効果が出ないと思われるため、原則、「連続して2ヶ月以上」のインターンシップとしています。ただし、インターンシップの実施方法の実態としては様々な事情があり得るため、当該取組の目的や効果を上げられると見なせる場合には、可能とします。

(報告書等)

Q 4 インターンシップの期間中、定期的な報告等のルールなどはありますか？

A 4 作業従事日誌の作成を義務付けており、原則として、日々、従事した時間数や作業内容などを記載し、メールで毎日連絡いただくとともに、月末にメール添付で提出してもらいます。その他、実施状況報告書や終了報告書なども提出してもらいます。

(留学生)

Q 5 政府派遣、国費留学生の扱いはいかがでしょうか？

A 5 政府派遣の学生の場合、原則帰国して本国での就職が義務付けられているため、インターンシップは難しいと思われます。もし就職前提でなくても受け入れてくれる企業・機関があれば派遣は可能です。国費留学生の場合は、文科省の予算と二重となるため不可です。ただし、博士後期課程を修了したPDを派遣することは可能です。

(博士課程単位取得退学者)

Q 6 単位取得退学後の研究生は応募できますか？

A 6 博士後期課程を単位取得退学した研究生でも応募可能です。

(保険)

Q 7 海外出張先などで事故に遭った場合、どうなるのでしょうか？

A 7 派遣前に、国内外のインターンシップをカバーする学生教育研究災害保険（略称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険に加入いただきます。国内・国外問わず、万が一事故に遭った場合は、これにより補償されます。

以上